

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 4 回 会 議 議 事 録

令和 3 年 11 月 8 日
愛知県水産会館 5 階 大会議室



日	時	令和3年11月8日(月) 午前10時30分から午前10時50分まで			
場	所	愛知県水産会館5階大会議室			
議	題	第1号議案	いわし・いかなご船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
		第2号議案	まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)		
		第3号議案	あなごかご漁業に関する委員会指示について(指示)		
		報告事項1	漁業に関する協定について		
		報告事項2	第35回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について		
出	席	委	員	山下三千男	黒田 勝春
				山本 昌弘	中根 静夫
				榊原 満男	鈴木 輝明
				岩田 靖宏	吉田 和広
				稲垣 芳樹	鈴木 惣和
				吉武 正康	小林 俊雄
				小林 清和	山下 金次
				長谷川桂子	
事	務	局	職	員	
				書記長	服部 嘉文
				主 査	柘植朝太郎
				非常勤職員	田中紀代子
農	業	水	産	局	
		水	産	振 興 監	岡田 元
			課	課 長	岡本 俊治
			担当課長	中村健太郎	
			担当課長	柴田 晋作	
			課長補佐	原 保	
			課長補佐	堀木 清貴	

	主	任	市來	亮祐
”	主	任	今井	彰彦
”	技	師	荒木	克哉
”	技	師	和地	柚貴

事務局（服部）	定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号から第3号議案、報告事項1、2の以上7種類でございます。過不足等はありませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第4回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	皆さんこんにちは。 第4回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、御礼申し上げます。 本日は、議案3件と報告事項2件が上程されております。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（服部）	ありがとうございました。それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水産振興監	おはようございます。第4回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。 また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。さて、愛知県では毎年県条例に基づきまして各分野の功績が顕著な方に対して表彰を行っておりますが、この度、今年は山下会長が産業功労の分野で表彰を受けられることに

	なりました。この場をお借りして御紹介させていただきます。おめでとうございます。会長の長年にわたる漁業の振興に多大な貢献が評価されたということでございます。心からお祝い申し上げますとともに、18日に表彰式がございますので、県庁でお待ちしております。 さて、漁業の方に目を向けますと、冬の風物詩でありますのり養殖が、10月下旬に養殖の網の張り込みが始まりました。11月に入って水温がぐっと下がってくれば、のりシーズン真ただ中になると思っていたのですが、思ったより暖かいということで若干心配ではありますけれど、良いのりがたくさん採れることを祈念しております。 本日は、会長さんの御挨拶にもありましたように、議案3件、報告事項2件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局（服部）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、15名の委員全員の御出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下三千男）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、鈴木惣和委員、中根委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「いわし・いかなご船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（市来）

「いわし・いかなご船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

昨年 12 月の漁業法改正に伴う県漁業調整規則の改正により、同規則第 11 条に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を海区漁業調整委員会に諮ることとなりました。

今回、お諮りする内容は許可の有効期間の満了を迎える、いわし・いかなご船びき網漁業、中型まき網漁業及びさより船びき網漁業の 3 つの漁業許可の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めようとするものであります。

資料の 1 ページを御覧ください。

[諮 問 文 朗 読]

2 ページの別紙を御覧ください。

表の左側から漁業種類、制限措置の内容及び最後に許可又は起業の認可を申請すべき期間を示しています。

まず、上段の「いわし・いかなご船びき網漁業」については、令和 4 年 2 月 28 日に許可の有効期間が満了となります。

制限措置の内容及び、現行の許可方針から変更はなく、(2) の許可又は起業を認可すべき船舶等の数についても現行の許可方針と同数の 54 隻としております。

その右の列の、申請すべき期間は令和 3 年 12 月 28 日火曜日から令和 4 年 1 月 31 日月曜日までとしております。

続きまして、「中型まき網漁業」については、令和 4 年 3 月 31 日に許可の有効期間が満了となります。

制限措置の内容及び、現行の許可方針から変更はなく、(2) の許可又は起業を認可すべき船舶等の数についても現行の許可方針と同数の 5 トン以上 15 トン未満 15 隻、15 トン以上 40 トン未満 3 隻の計 18 隻としております。

	その右の列の、申請すべき期間は令和4年2月1日火曜日から2月28日月曜日としております。 3ページに移りまして、「さより船びき網漁業」については、令和4年3月31日に許可の有効期間が満了となります。 制限措置の内容は、現行の許可方針から変更はなく、(2)の許可又は起業を認可すべき船舶等の数についても現行の許可方針と同数の209隻としております。 その右の列の、申請すべき期間は令和4年2月1日火曜日から2月28日月曜日となっております。 なお、参考として4ページ以降に、許可をする際に公示する案文を示しております。 以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（山本）	最後の、「さより船びき網漁業」だけ推進機関の馬力数が決まっており、「いわし・いかなご船びき網漁業」「中型まき網漁業」については、許可証に記載された馬力数とありますが、普通は漁船の大きさ毎に定められた性能基準の馬力数だと思いますが、制限はないのですか。
水産課（堀木）	漁船の大きさ毎に定められた性能基準の馬力数の範囲内となります。
委員（山本）	わかりました。
会長（山下三千男）	他にありませんか。質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議なし）

会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第1号議案「いわし・いかなご船びき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることとします。 次に第2号議案の「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」水産課から説明を願います。
水産課（今井）	「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」説明をさせていただきます。 漁業法第16条第1項に基づき、知事管理漁獲可能量を設定するにあたっては、同条第2項で海区漁業調整委員会に意見を聴くこととなっております。 今回は、まいわし太平洋系群及びまあじに関して諮問させていただくものです。 最初に、諮問文を朗読させていただきます。 資料の1ページをご覧ください。 〔諮 問 文 朗 読〕 続きまして、資料の2ページをご覧ください。 特定水産資源の「まいわし太平洋系群」及び「まあじ」について、令和4年1月1日から12月31日までの令和4年管理年度の本県への配分は、配分の基礎となる漁獲実績シェアは昨年度から変更がございませんので、令和3管理年度と同様の「現行水準」となります。

	この「現行水準」は漁獲量の比較的少ない都道府県に配分されるもので、具体的な配分数量は明示されず、漁獲努力量を現状以下に抑えることにより管理をするものとされています。 「1 まいわし太平洋系群」、「2 まあじ」を記載し、本県の漁業全体にそれぞれ「現行水準」を配分しております。本来は、漁業種類ごとに割り当てることが趣旨であります。本県への配分が「現行水準」であることから、一括して配分することとしております。 資料の3ページには、参考として漁業法の条文の抜粋を載せております。 内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会のご承認をいただきましたら、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をすることになります。 また、水産庁の承認後は、県公報での告示となりますが、その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、県法規担当との協議結果に従うことのご了解を合わせてお願いいたしまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 な し）
会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。

事務局（柘植）	挙手全員と認め、第2号議案「まいわし太平洋系群及びまあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に第3号議案の「あなごかご漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。 それでは第3号議案「あなごかご漁業に関する委員会指示」をご説明いたします。 資料の3ページをご覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 この委員会指示につきましては、あなごかご漁業と他の業種間との漁業調整を図るため、漁具の長さとかごの総数に制限を設けるよう平成19年に初めて発動いたしました。 また、平成23年には、あなごかご漁業者連絡協議会の陳情により、資源保護を図るため、網目の制限を追加しております。 今回、この委員会指示は令和3年11月30日に指示の有効期限を迎えますが、今後も委員会指示を継続して漁業調整、資源保護に努めてまいりたいと考えております。 資料1ページにお戻りください。今回、ご審議いただきます指示案を示しております。 内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和3年12月1日から令和4年11月30日まで1年間更新するものでございます。それでは指示案を朗読させていただきます。 [指 示 案 朗 読] 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報への登載日は11月26日を予定しております。 なお委員会指示の告示文につきましては、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、ご了承願います。
---------	--

会長（山下三千男）	以上でございます。 ご審議よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 な し）
委員（全員）	異議なしの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「あなごかご漁業に関する委員会指示について」は原案通り適当と認めることといたします。 次に報告事項1の「漁業に関する協定について」水産課から説明をお願いします。
水産課（市来）	報告事項1「漁業に関する協定」について御説明いたします。 本県と三重県が締結した「漁業に関する協定」第4条に規定する紛争処理委員会の委員に変更がございましたので報告いたします。 表紙をおめくりください。 紛争処理委員会は、渥美外海において発生した漁船間のトラブルに関して当事者間で解決ができない場合、両県いずれかの申し入れにより開催し、解決に向けた調査、審議を行うものです。 委員構成は海区委員1名、漁業関係者2名、県水産行政職員1名となっており、漁業関係者の2名は、県域の漁業団体から1名と、紛争の当事者となることが想定される外海底びき網漁業団体から1名が選任されております。

	この漁業関係者のうち県域の漁業団体については、これまで委員をお願いしていた愛知県漁業協同組合連合会の和出前代表理事常務が本年6月29日に退任されたことに伴い、新たに愛知県漁連の間瀬代表理事常務が選出され、間瀬常務にもご了解頂きましたので、資料のとおり委員名簿を変更したことを報告します。 以上で報告を終わらせていただきます。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、次に報告事項2の「第35回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から説明をお願いします。
水産課（荒木）	水産課の荒木です。 7月29日に、第35回太平洋広域漁業調整委員会がWeb会議で開催されましたので、その結果について報告させていただきます。なお、本県の鈴木委員は都合により欠席されています。 それではお手持ち資料の1ページをご覧ください。 今回の委員会では太平洋クロマグロを対象とした遊漁に関する委員会指示について議論が行われました。 クロマグロを対象とした遊漁は、令和3年3月16日付けの太平洋広域漁業調整委員会指示により、令和3年6月から令和4年5月末までは小型魚の採捕禁止、また大型魚の採捕実績の報告を行うこととなっています。しかし、大型魚の採捕報告が想定を大きく上回りまして、資源管理の枠組みに支障を来す恐れが生じました。 そのため、今回の委員会では、遊漁の大型クロマグロの採捕の制限に関する委員会指示が検討され、出席委員全員の可決により令和3年7月29日に指示が発出されることとなりました。 この委員会指示により、令和3年8月21日から令和4年5月末まで遊漁による大型クロマグロの採捕が禁止とされました。 また、遊漁者のクロマグロの採捕違反があった場合の対応方針に

	についても策定されました。違反の疑義があった場合、まず調査等が実施され、必要に応じて太平洋広域漁業調整委員会長による指示文書が発出されます。それでも改善が見られない場合には、農林水産大臣が命令を出し、その命令に従わなかった場合には漁業法の罰則が適用されることとなります。 これらのことにつきましては、2 ページ以降に参考として太平洋広域漁業調整委員会の会議資料を添付しております。 以上、簡単ですが報告を終わります。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。 質問等もないようですので、以上で本日予定の議題はすべて終了しました。 これをもちまして第4回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員

